

経営改善サポート資金

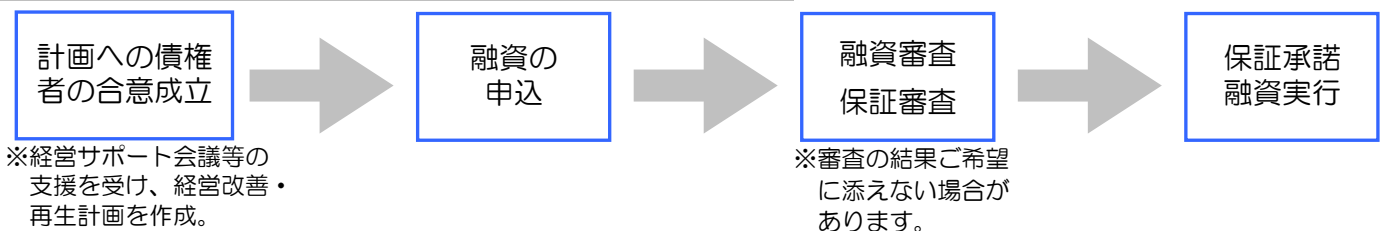
産業競争力強化法による支援措置として、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を保証付き融資で支援する「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）制度」が実施されています。

県制度融資においても同保証制度が利用可能となる低利・長期のメニューを創設しました。

制 度 名	経営改善サポート資金
対 象 者	中小企業者又は組合であって、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するもの （注1）経営サポート会議：信用保証協会を事務局とした支援の枠組み （注2）ご利用にあたっての必須事項 (1) 経営改善・再生計画の作成（債権者全員の合意が成立しているもの） (2) 融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告
融 資 限 度 額	2億8,000万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金（経営改善・再生計画の実施に必要な資金に限る）
融 資 期 間	15年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有利率 年1.85%（固定） 責任共有外利率 年1.70%（固定）
信用保証料率	年0.4%～年0.91%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要です
取 扱 期 間	平成28年4月1日～平成32年3月31日

- 本資金の利用にあたっては、国の全国統一保証制度「経営改善サポート保証制度」に基づく信用保証を要します。
- 「責任共有対象外の保証付き既往借入金」を借り換える場合は、借り換える金額の範囲内で、借換後も責任共有対象外となります。

経営改善サポート資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>